

令和6年度第3回 鳴門市児童福祉審議会 議事録

【日 時】令和6年11月28日(木) 午後4時～

【場 所】鳴門市消防庁舎 3階会議室

【出席者】委員12名、関係課・事務局職員13名

【欠席者】委員5名 関係課1名

【傍聴者】2名

概 要

1 開会

2 議事

「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について

前回審議会で示した素案からの変更点及び、今回追加している第5章以降を中心に、事務局より説明。

(A委員)

「第6章 計画の推進に向けて」の中に「計画の点検と評価」というのがある。これはなかなか難しいと思う。例えば「第4章 施策の展開」の「1 教育・保育環境の充実」にある「幼稚園教諭・保育士等の資質向上の取組」に対して、点検評価をPDCAサイクルでするというのはどのようなイメージで考えられているのか。他の部分についてもいえることだが、どう評価するのか教えていただきたい。

(事務局)

量の見込みや提供体制といった数字が出ている部分については、来年度以降も児童福祉審議会を開いて、実績の数字と計画の数字と比べながら、計画はこのままでいいのかどうかということを審議していただく予定である。

(A委員)

それであるならば、「幼稚園教諭・保育士等の資質向上の取組」の評価はできないということか。

(事務局)

個別事業の取組については、保育所の先生の受け入れ数や子どもの利用数など皆さんに見ていただく数字の基礎になるものと考えている。

そのため、「教育・保育環境の充実」に関する事業のうち、何かが欠けているとか、それぞれの事業でここに記載されている取組内容が達成できていなければ、結果として数字が上がってこないという関連事業になっている。個々の事業について、行事・研修の回数など担当課でお伝えできる部分もあるが、それを行うと審議時間が膨大になる。

ある程度最終の数値で達成できているところは、ここの事業が支えてきたんだなという評価をいただく印象で考えている。

(A委員)

審議会で審議するのは、あくまで見込みの量がどうだったのかということで、それが未達成の場合は、取組内容のどこかが足りていないかもしれないということで理解すればいいか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

量的な部分の評価はできるが、質的な部分の評価はどうかということであった。前回の議論でも質的な取組の改善が必要ではないかという意見が多かったと思うが、それをどう評価していくのかというのはなかなか難しいところである。ただ、重要な点をご指摘いただいたと思う。

(B委員)

鳴門市うずっ子条例の基本的な考え方を根幹に据えて、基本理念や基本目標、施策項目と具体的な計画が立てられるという流れだと思う。

うずっ子条例を議論した時に、最も重要だったのは、子どもの最善の利益のために当事者である子どもの意見を聴取する、子どもが参画する、という部分が大きな重要ポイントで、条例にはそのことが盛り込まれていたと思う。

一方で、見落としているかもしれないが、施策の中に「子どもが参画する」とか「子どもが評価する」とか「子どもの意見を聴取する」といったことが入っているのだろうか。見た印象では、子どもは受け取る側で、環境を準備することしか書かれていなくて、子どもが主体的に参画する話は載っていなかったと思う。国のこどもまんなか社会を踏まえても、子どもが主体的になるような視点は必要だと思う。もし載せている箇所があるのであれば、教えていただきたい。

(会長)

私も気になった部分である。「子どもの意見が尊重される鳴門市をめざします」と書かれているが、これを盛り込むとしたら、どのあたりになるのか。

(B委員)

どこに入れるかということで言えば、「第6章 計画の推進に向けて」の「1 推進体制の充実」の中に、新たに子どもの意見表明の項目を追加し、どのような形で意見聴取したり反映したりするのかということが書ければ、全体を網羅する形にもなると思う。

(C委員)

子どもが参画する、子どもの意見を聞くことについて、子どもがちゃんと判断や評価をできるのか難しい課題だと感じた。例えば、参考資料にとどめるということになるかもしれないが、大変なことをされていると感じた。

(D委員)

C委員の話は私も思っていた部分である。

審議会をはじめとした関係機関や団体と連携を取りながら評価することはいいと思うが、保育園に通う0～3歳の子どもたちは自分の意思で伝えることは難しいと思う。

前回の審議会で加配についての質問をしたが、発達に不安がある子どもは保育園の中の生活で何かあるはずだと思うが、それを保育士の先生が取りきれるのかというところがある。

そのため、評価についても、子どもたちがその保育園がいいと思っているのかどうかというのを、1番近くで見ている保護者の声も聞いていただくということで、子どもの気持ちを代弁してもらうわけではないが、子どもに1番身近に関わる保護者と保育士や教育機関の先生といった3者が連携して、それが上手くいっているかという取組も追加していただきたいと思う。膨大なデータで、市職員の方にも負担をかけてしまうと思うが、保育期の人との関わりは今後の子どもたちの未来に大きく関わってくることだと思うので、ぜひお願いしたい。

(事務局)

子どもの意見反映を計画に入れてはどうかということについてだが、この子ども・子育て支援事業計画の趣旨というのが、全国的な子育てサービスの不足を補うために、ひとまず質の向上を図りながら量を提供しようということに出てきたものになっている。子ども・子育て支援法では、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業と提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として定められており、どちらかといえば、提供する側の責務を書くような実施計画になっている。

そのため、子どもの意見を取り入れることや子どもが主体となることは大事であるが、この計画においては行政、提供者、支援者が振り返りを行いながら、提供体制を整えるということで実務計画に近いようなもので始まっていると考えている。

ただ、提供者の独りよがりにならないように、就学前の子どもや小学生の子どもがいる保護者にアンケート調査をして計画を立てる形になっているが、前年度からの委員の方はご承知のとおり、設問項目が膨大な量となっていて、どこに保護者が子どもの意見を代弁して書けるような欄があったのだろうかというのが実情である。

一方で、国の方では子どもを真ん中に据えた計画として、「こども計画」を立てるように市町村に通知が来ている。こども計画では、先ほどご指摘があったように、子どもの意見を実際に聴取することになっているが、それをこの第3期計画で書ききってしまうと計画の立ち位置が変わってくる。

そのあたり今後は事務局で相談することになるが、うずっ子条例の立ち位置を明確にしたうえで、その立ち位置で責任を持つてするという実施計画のような立ち位置になるのではないかと考えている。

(会長)

そうすると、こども計画を別途策定していくということか。

(事務局)

こども計画は努力義務であるが、この子ども・子育て支援事業計画は必ず立てるように定められている。

こども計画については、国がガイドラインを出したり、県でも令和7年度からのこども計画の施行に向けて、中学生の意見を聞くために学校に行ったりしている。市町村の場合は国の大綱や県のこども計画を勘案して作るように努めることとされているが、鳴門市の場合は、こども計画をいつまでに作るというはっきりとした予定はない状況である。将来的に立てることは考えているが、こども計画に必要となるアンケートや子どもや若者への意見聴取の方法、また、他の計画との兼ね合いや県のこども計画の内容などを確認するために時間を取らせていただきたいと考えている。

(会長)

私が考えていたのは、うずっ子条例について、子ども版パンフレットの作成や下敷きの作成など鳴門市の素晴らしい取組がアピールできたりするようなことを事業として反映させることを考えていたが、趣旨が違うということであれば、次期こども計画に入れていく考え方もあるというふうに理解した。

(事務局)

この支援事業計画を立てる時点で、こども家庭庁からもこども計画策定の努力義務が出されてきたわけだが、現時点では法律で策定が定められている支援事業計画の策定に注力して、こども計画については、今後時間をかけて審議したいと思っている。

(B委員)

県のこども計画には、今回の鳴門市の子ども・子育て支援事業計画に該当する内容も含めて、ありとあらゆるものを分野でわけて総合的に策定されていくと思うため、次回、鳴門市で作られる時には参考にしてもらえると、よりよいものができると思う。

一方で、子ども・子育て支援事業計画においても、子どもが主体的になる視点は必要だと思う。目標や取組を増やしてほしいという訳ではなく、先ほども言った計画の推進の部分なのか点検評価の部分なのかかわからないが、そのあたりに少しでも入れるべきだと思う。

ただ、時間も限られていると思うため、会長に一任したいと思う。

(E委員)

子どもの意見を聞くといっても、子どもがどこまで発言できるかということがある。それであれば、こういうふうにアンケートを取って、子どもはこういうことを考えているというふうに見ていく方がいいと思う。

私が1番ほしいのは、子どもや保護者がどこに相談に行けるのか、相談に行きやすいところはどこかということである。その点でアンケート結果をみると、ネウボラの利用が増えていることはいいことだと思う。そのことを含めて、子どもや保護者の意見をどういうふうに聞いていくのかということは今後考えてほしいと思う。

(A委員)

冒頭の話に戻ってしまうが、この審議会で量の見込みや提供体制を最終的に達成できたかどうか判断するのであれば、「第3章 計画の基本的な考え方」の「5 施策の体系」について、基本目標の後に量の見込みや提供体制などの数値的な部分があって、その後に施策項目が続くという流れにし

たらわかりやすくなると思う。

正直言えば、需要の見込みに対して供給体制が達成できなかったとしても、何が原因かわからないため、判断しようがない。そのため、これはこういうのが要因しているといった形で今の時点でわかるようにしてもらった方が判断しやすくなっていいと思う。

(F委員)

子どもの評価について、保育所の方は保護者の方の評価が子どもの評価であると思うが、小学生であれば、学校の授業でうずっ子条例のことを学習してもらった上で、意見を吸い上げて大人の会に持ってくることはできないだろうか。

子どもからすれば、保護者には怒られるから言えないかもしれないが、先生になら言えることもあると思う。あるいは、子どもの意見を家で聞いてもらうことができれば、子どもと家庭の思いを両方知ることができるのではないかと思う。

科目としては社会とかになるのかもしれないが、授業の中であれば、子どもが学校や地域、大人に対して「こうしてほしい」、「鳴門にこんなのがあれば楽しい」といった意見を吸い上げやすいと思う。子どもにアンケートや評価をしてもらうとなれば、年齢に応じた聞き方をしないといけないため難しいと思う。うずっ子条例ができたとき、子どもの意見が反映されるということがとても嬉しかった。

(G委員)

基本理念について、「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」とあるが、一番初めの「自然とふれあい」という部分がこの計画にはないように感じる。これを直してほしいとは言わないが、もう少し施策として自然とのふれあいに関するものがあればいいという気がした。

(H委員)

アンケートの回収率がもっと上がればいいと思うとともに、この回収できなかった人の意見が一番大事なのかなというふうに思う。

その点、言いたいことがあっても、日頃の忙しさにかまけてできない家庭もあるため、色々な意見を拾えるようなアンケートのやり方も第4期、第5期には必要になってくると思う。

(I委員)

個人的な感想になるが、質的な検証、量的な検証、質の向上、量の向上という言葉が心の中に響いた。日頃、就学前のお子さんと保護者が利用してくれる拠点事業で勤務しているが、質の向上を意識して仕事できていたのだろうかと少し反省すべき点でもあり、今日のこの会に参加して刺激を受けた部分がある。

また、児童福祉法や子ども・子育て支援法の改正で新たな事業が展開されるということで、子育て中の方に寄り添った事業が増えていくことを嬉しく思うとともに、今までにある事業と重なる部分もあるため、そこについても考慮しながら新たな事業を行ってほしいと思う。

(D委員)

出産直後は孤独だったが、鳴門市には通える施設があったことが心の拠り所であった。そういった拠点が、これから新規事業が立ち上がるということで、今ある事業とそれに関連してパワーアップしたような施策を投じていただければと思う。

また、鳴門市には妊産婦に強い個人事業主の方もいるため、そういった方と連携しながら、乳幼児期からの親子関係の形成に力を入れるための施策も入れていただければと思う。

うずっ子条例については、小学生の子どもが下敷きを持って帰ってきたため、内容を聞いたが知らないと言われた。そのあたり、もっとアピールした方がいいと思う。

特に、今の子どもたちをみると勉強や日常生活で困っていることについて、聞かれたら言えるけど自分から助けてと言えない子が増えている気がする。それがこれから中学生、思春期になっていったときに、不登校とかの引き金にならないように、大人に助けて、こうしてほしいと意見が言える場所があるということを、小学校の低学年のうちから意識づけができるように考えていただけたらと思う。

(J委員)

0～3歳までの保育園の子どもの意見を代弁するのは保護者という話があったが、保育園で働いていると、子どもの思いをお母さんに伝える、仲立ちするのが保育士であると思うことが多い。

また、前々回の審議会で見せていただいたアンケート結果のフリースペースの意見についても、現場にとっては、そういうふうに思われるんだという意見が多かった。鳴門市はこんなにサービスを提供していても、もっともっとと言われているような気がして、現場の先生方はあのアンケート結果を見たら悲しくなると思う。

(K委員)

色々な施策を考えていただいてありがたいと思う。最終的には子どもの意見を吸い上げる場所やシステムを皆さんと協議して考えていければと思う。

(会長)

皆さんのこれまでの議論を踏まえて、事務局から回答いただきたい。

(事務局)

こども未来創造部としての考え方について、説明させていただければと思う。

まず、色々な事業を展開する中で、例えば、保育料の無償化によって、現在実施している在宅児のための拠点事業の利用者ニーズが減るなど影響が出てくる施設があることは理解している。

その中で、市の考え方としては、例えば、子ども食堂や第三の居場所を作ることで、色々なところで子どもの居場所や保護者の相談場所を広げていくことを考えている。利用者が少ないからという理由でやめることはないため、その点をご安心いただければと思う。

また、A委員のご意見について、計画を立てる時には章立てや文章構成を考える必要があると思う。課題の中で量の見込みや今までの流れをどう付き合わせていくかというところで、前の章に持

っていくという文章構成の手法もあると思うが、今回はこの形でお願いさせていただいて、次回の時にご提案いただいたことを考えていけたらと思う。

最後に宣伝になるが、前回の会議でも少しお話させていただいたように、子育てに関する相談場所についてワンストップ化を目指しており、こども家庭センターというのを今年度設置している。そこに行けば、市の各セクションと繋ぐことができるため、困ったらまずはこども家庭センターを思い浮かべていただけたらと思う。パンフレットも作成しているが、今後、そのようなことを浸透させていくことが課題である。こうやったら広まるなど、ぜひ皆さんのご意見もいただけたらありがたいと思う。

(会長)

素案については今後一部修正という形になるか。

(事務局)

子どもの意見反映について、第6章に文言を入れられるように調整したいと考えている。また、この部分は軽微な修正ではないため、修正案というのを今回示すことはできない。今後の修正内容の確認については、会長に一任するというところでよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

3 パブリックコメントの実施手続について

手続きの流れ等について、事務局より説明。

4 その他

今後のスケジュールについて、事務局より説明。

計画素案のパブリックコメントを来年の1月初旬から2月初旬にかけて実施する。

その後、最終的な計画案をもって、2月下旬頃に次回の第4回審議会を開催することを予定している。

そこで、審議会より市長への答申を行っていただき、本年度中に第3期計画を策定することになる。

次回の審議会日程は、事務局より改めてご案内させていただきたいと思う。

5 閉会